

国民生活の困難に 社会保障は応えているか



立命館大学教授

たんば ふみのり
丹波 史紀

はじめに

日本の社会保障制度は、公的扶助の他に、社会保険・社会福祉・公衆衛生の4つの種類が存在する。ちなみにヨーロッパ諸国などでは住宅保障を含むさらに幅広いものを想定している。「公的扶助」は、国や地方自治体の一般財源（税）を財源にして、国民の抛出なく最低限度の生活を保障する社会保障制度の一つである。経済保障を中心としたこの制度は、日本では生活保護制度を中心に児童扶養手当や児童手当のような社会手当も包含するものと理解されてきた。

わが国における公的扶助制度の中心は、生活保護制度である。日本国憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権規定に基づき、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」（生活保護法第1条）として行われる社会保

障制度である。これは長らくわが国において国民生活の「最後の砦」と言われてきた。では、公的扶助制度を含め、わが国の社会保障が国民生活のセーフティネットとして機能しているのか。新型コロナウイルス感染拡大の中、さまざまな形で国民生活に歪みをもたらしている状況下において、改めてこの問いを考えてみたい。

1 社会保障制度における公的扶助の位置づけ

イギリスにおいて社会保障制度の基礎を築いたW.ベバリッジは、社会的困難の元凶を貧困・病気・失業・無教育・住環境の5つである（5つの巨人）とし、これを解決する方法として社会保障を提案した（いわゆる「ベバリッジ報告」）。

この頃、貧困は十分な所得保障を整備すれば解決する問題であると想定していた。そのため貧困・低所得階層に陥らないように、一般階層には雇用保険制度や年金制度、さらには医療保険制度などの社会保険制度を整備することを、戦後多くの国では取り組んだ。実際に日本でも1960年前後

には「国民皆保険・皆年金」として、ほとんどの国民が医療保険や年金の対象になるよう社会保険制度の充実に取り組んだ。

公的扶助制度は、主にこうした一般階層を対象にした社会保険制度からこぼれ落ちる貧困・低所得階層を対象にしている。公的扶助制度は他の制度を補完・代替するものであるとされるのは、なんらかの理由で他の制度の対象外となったりする際、これを補完・代替する存在とされるからである。例えば、働いていた人が失業した際、雇用保険制度による失業手当は、現在自己都合退職の場合、65歳未満で勤続年数（被保険者期間）が10年未満の場合、手当支給の期間は90日となっている。20年以上の雇用期間があったとしても150日である。もしこれを超えて失業状態が続けば、その対象とならない。1年以上の長期失業の場合、基本的には雇用保険制度ではカバーされなくなる。さらには30年ほど前には雇用者全体の2割程度であった非正規雇用者は、現在では雇用者全体の4割を占める状況にある。フリーターや派遣労働、あるいは有期雇用などの非正規労働者の多くは、被用者保険に加入せず、年金は国民年金、医療保険は国民健康保険という場合がある。不安定な雇用形態の中、低賃金な上に、重い社会保険料負担がのしかかる時、保険料納入が未納になる場合もある。国民健康保険料の負担が重いために、その保険料支払いを滞らせた場合、それが長期化すれば、「短期保険証」や「資格証明書」の発行となり、資格証明書の場合には、原則窓口負担が10割となり、事実上の「無保険」となる。

このように社会保険制度は「防貧」をねらいとして、国民の保険料拠出によって将来起こりうる保険事故（病気や失業、老齢による所得減等）に対し備える制度である。しかし、前述のように社会保険制度だけではカバーできない場合に、補

完・代替する制度が公的扶助である。



2 新型コロナウイルス感染症への政府の対応

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響が私たちの生活を直撃している。歴史的にみれば災害や感染症拡大のパンデミックなどを、私たちの社会は度々経験をしている。しかし、今回のコロナ禍は、社会・経済構造の大きな変化のもとで起きたパンデミックととらえる必要がある。

近年、グローバル経済の影響が私たちの生活の隅々にまで及んでいる。これまで以上に人びとの往来や流通が活発になっているが、それだけでなく社会・政治・経済のあらゆる場面において、グローバル経済化、特に新自由主義的な社会経済構造の変革の中でパンデミックは起こった。それは感染拡大を加速度的に広げているということだけでなく、それによってもたらされる影響や被害が、直接私たちの生活にもたらされているのである。

特に日本社会は、近年非正規雇用が増加する一方で、経済成長が望めず、この数十年日本は賃金水準も上がっていない状況にある。こうした中で、例えば女性・自営業者・外国人・フリーランス・学生など、特定の人たちへしわ寄せが集中しているのである。

コロナ禍において各地で行われた電話等の相談会では、「シングルマザーで病院勤務だったが、小学校の一斉休校で仕事を休まざるを得ず、病院も休業手当を出してくれないので退職した」、「派遣で試食販売の仕事をしているが、1ヵ月に2日や3日しか仕事がなく、光熱水費さえ支払えない」などの声が寄せられている。政府はこの間、

盛んに「テレワーク」など在宅勤務を推奨しているが、そもそもそれができない人たちへしわ寄せがきているといえる。例えば、東京都台東区^{たいとう}では、ゴミ収集を担っている職員がコロナ感染し、クラスターが発生して、市民生活に影響がでた。大企業など一部の事業者は在宅勤務ができて、それができない社会の根幹部分を支えている人たちによって私たちの暮らしは成り立っていることを忘れてはならない。

一方で、オリンピック・パラリンピックを強行し、政府とつながる特定の事業者への何重にもわたる委託が行われ、惨事に便乗して利益をかすめ取る状況にさえある。災害やパンデミックを利用し、一層の儲けと収奪を行おうとする「ショックドクトリン」とされる新たな「惨事便乗型経済」が生み出されているのが実態である。「アベノマスク」やオリンピック・パラリンピック関連事業の多重請負などはその典型である。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国民生活と日本の社会・経済に大きな影響を与えたこのパンデミックも、公衆衛生の観点から言えば、社会保障の重要なテーマだと言える。アルバイトや派遣労働などの非正規雇用、フリーランスなどで働く人たちにコロナの影響が大きく現れた。しかしこうした人たちの多くは、十分な社会的手立てに守られていない場合が少なくない。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、状況が悪化した事業や雇用環境、あるいは暮らしに対し、政府は緊急の経済対策を講じた。その一部を見てみたい。

まず事業者への支援では、①感染拡大の影響により事業収入が減少した事業者に対し、基準となる期間の事業収入から減少額を一部給付する「事業復活支援金」、②政府系金融機関による実質無利子・無担保融資など、資金繰りに苦しむ中小・

小規模事業者等への支援、③中小企業経営力強化支援ファンド・中小企業再生ファンドなども行われた。また、特定業種への支援も行われ、一例として、緊急事態宣言等により休業要請や時短要請に協力した飲食業等の事業者に対する一連の給付金を始めとし、イベントやエンターテイメントなどの事業に対し、「イベント需要喚起事業」や、観光や飲食業に対しGo To EatキャンペーンやGo Toトラベルキャンペーンなど「地域観光事業支援」等、文化芸術関係者への支援として、「コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業」などが行われた。その他にもさまざまな経済対策が講じられているが、その多くは既存事業の焼き直しや、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や新産業育成など、感染拡大を口実にした「惨事便乗型事業」も少なくない。

次いで雇用に関わるものである。主なものとして、①新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小を余儀なくされた企業等に対し、従業員の雇用維持の観点から「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」、②雇用保険の「特例延長給付」などが挙げられる。また、子どもが小学校等に通っている場合、その世帯の保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主を支援する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」や、委託を受けて個人で仕事をする者で、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった保護者への支援として「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」などがある。

暮らしに関わる施策として実施されたものには、①子育て世帯への臨時特別給付、②学生等の学びを継続するための緊急給付金、③看護・介

護・保育・幼児教育など現場で働く者への賃金引上げ、などが挙げられる。さらに貧困・低所得者対策として、①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、②緊急小口資金や総合支援資金などの特例貸付、③住居確保給付金の支給、④ひとり親世帯などへの低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、⑤新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、などが挙げられる。

今回のコロナ対策の費用をみると、2020年度3度にわたる補正予算で政府が積み上げた予算は約77兆円であり、「異次元の規模」の経済対策とさえ言われた。2021年度当初予算でもコロナ対策の予備費として5兆円を計上するとともに、2021年度補正予算も31.6兆円の予算が計上された¹。この2年にわたる補正予算の中心は、コロナ対策であるが、その財源は基本的に国債発行に頼っている。

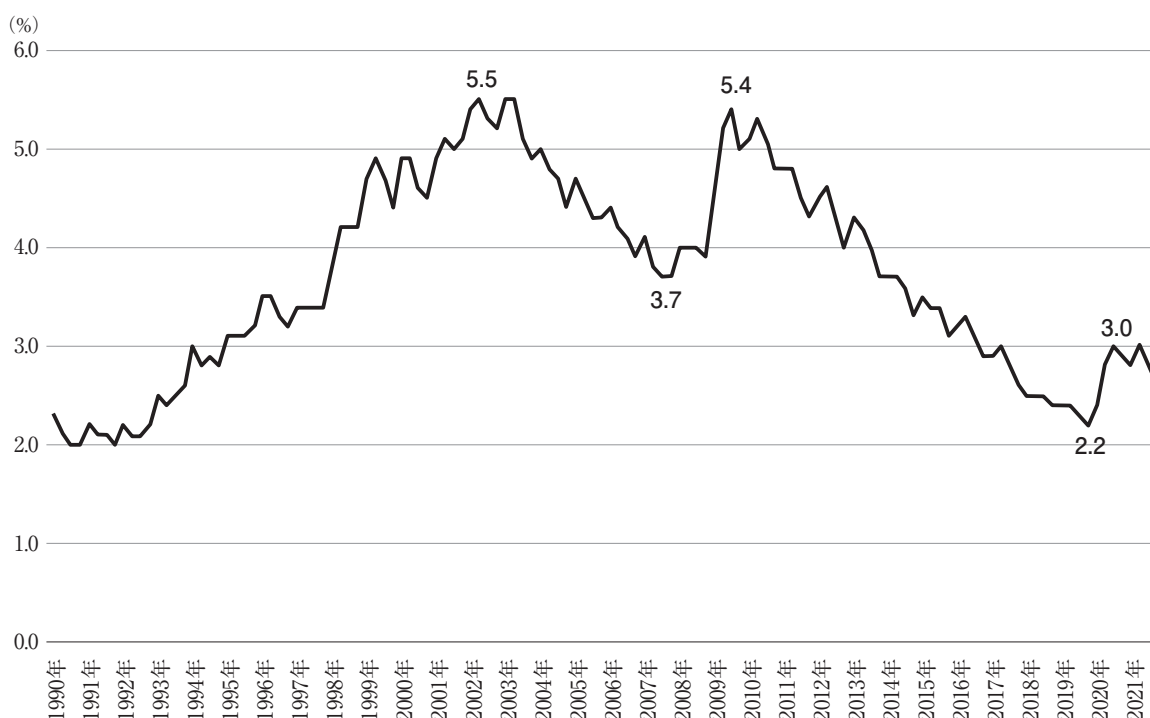
しかしその対策の内容をみると、本来社会保障制度を充実させて行うべきものもある。例えば、看護・介護あるいは保育の現場で働く人々の賃金の引き上げに係る経費なども盛り込まれている。しかし、こうした医療・福祉・保育の現場は、長らく低賃金水準を抜本的に改善することがないまま現状が放置されてきた。今回のコロナ禍は、人々の健康や暮らし、子どもの教育や育ちを保障する大事な対人社会サービスに十分な対応をしてこなかったことを露呈させたものであり、私たちの命と暮らしの尊厳を保障する手立ては、本来であれば社会保障制度を充実させることで対応すべきである。しかし、今回のコロナ対策はこうした問題の多くを一時しのぎの対応で、国債という「借金」に頼っているのが実情である。そのため民間の研究機関からさえ、「各社会保障制度内で確保するという本来の姿に戻す必要」があると指

摘されている²。

このように新型コロナウイルス感染症拡大に対する一連の政府の対応は、既存の事業の焼き直しや「惨事便乗型事業」といったものも一部で見られるが、基本的には既存の社会保障制度を充実・改善するのではなく、一時的な経済対策（いわば「借金」）で乗り切ろうとしていることが見て取れる。

その象徴ともいえるのが、緊急小口資金や総合支援資金などの生活福祉資金の特例貸付である。もともと生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者などの生活を経済的に支えることを目的にした国の貸付制度である。同制度は、具体的には都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。これまでは就職に必要な知識や技術習得、高校や大学等への就学、介護サービスを受ける際の費用等の貸付などを行ってきた。この生活福祉資金を、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯を対象に、「特例貸付」として生活資金の貸付を実施している。主には、①緊急かつ一時的な生計維持のための「緊急小口資金」と、②生活の立て直しまでの一定期間の生活費の貸付を行う「総合支援資金」である。①の緊急小口資金は、従来10万円とされてきた貸付上限額を20万円以内にまで拡大した。償還期限は2年以内とされている。②の「総合支援資金」は、新型コロナウイルスの影響により収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に対し、単身世帯に月15万円以内、二人以上世帯に月20万円以内を貸付上限額として、原則3ヵ月以内の貸付期間で貸し付けるものである。緊急小口資金も総合支援資金も特例貸付については、無利子・保証人なしで対応している。ただし、緊急小口資金も総合支援資金

図1 完全失業率(四半期ごと；1990年1～3月期から2021年10～12月期まで)



も一度貸付を終了した世帯に対し、「再貸付」を2021年2月より実施した。これにより、新型コロナウイルス感染症にともなう生活福祉資金の特例貸付は、最大貸付額が140万円から200万円に増加された。

生活福祉資金の貸付制度は、国民生活の困難に柔軟に対応できるものとして戦後長らく続いてきた。古くは旧制度を「世帯更生資金」と呼び、生活保護に陥らせないために地域で低所得者への支援（世帯更生運動）を行ってきたものである。生活福祉資金の貸付は、所得減少が続く場合、例えば住民税非課税世帯においては「償還免除」が行われる³。そのため、貸付の形式は「借金」という体裁をとっているながら、実態は事実上の「給付」になっている場合も少なくない。国は、生活困窮者自立支援制度へとつないだり、場合によっては生活保護制度を活用したりすることも想定しているが、生活に困窮し社会福祉協議会の窓口に来る住民の多くは、貸し付けられた資金を返せる

ほどの余裕もないのが実態である。

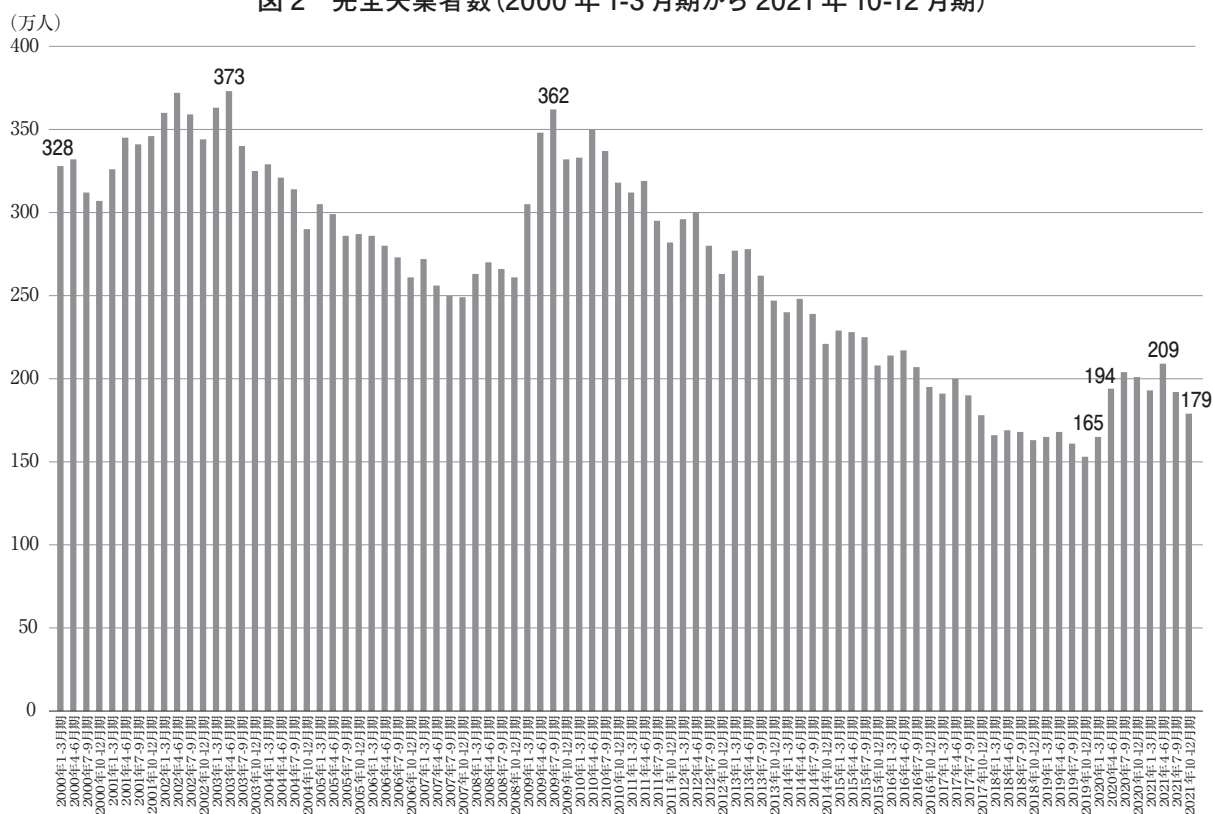


3 新型コロナウイルス感染症拡大で失業・生活困窮は増えたか

失業者の動向を見てみたい。2021年10-12月期の完全失業率は2.6%となっており、2019年10-12月期の2.2%から一旦は3.0%にまで上昇した。しかし、2000年代初頭やリーマンショックの影響を受けた2009年頃の5%を超えるような状況にまでは至っていない（図1）。これを完全失業者数で見ると、確かに2020年1-3月期から次の4-6月期において30万人ほど増加し、194万人にまで失業者が増えたが、それでも2000年代初頭の完全失業者数の約半分である（2003年4-6月期は373万人）（図2）。

失業となり、雇用保険の対象となっていた者については、会社都合で退職を余儀なくされた場

図2 完全失業者数(2000年1-3月期から2021年10-12月期)



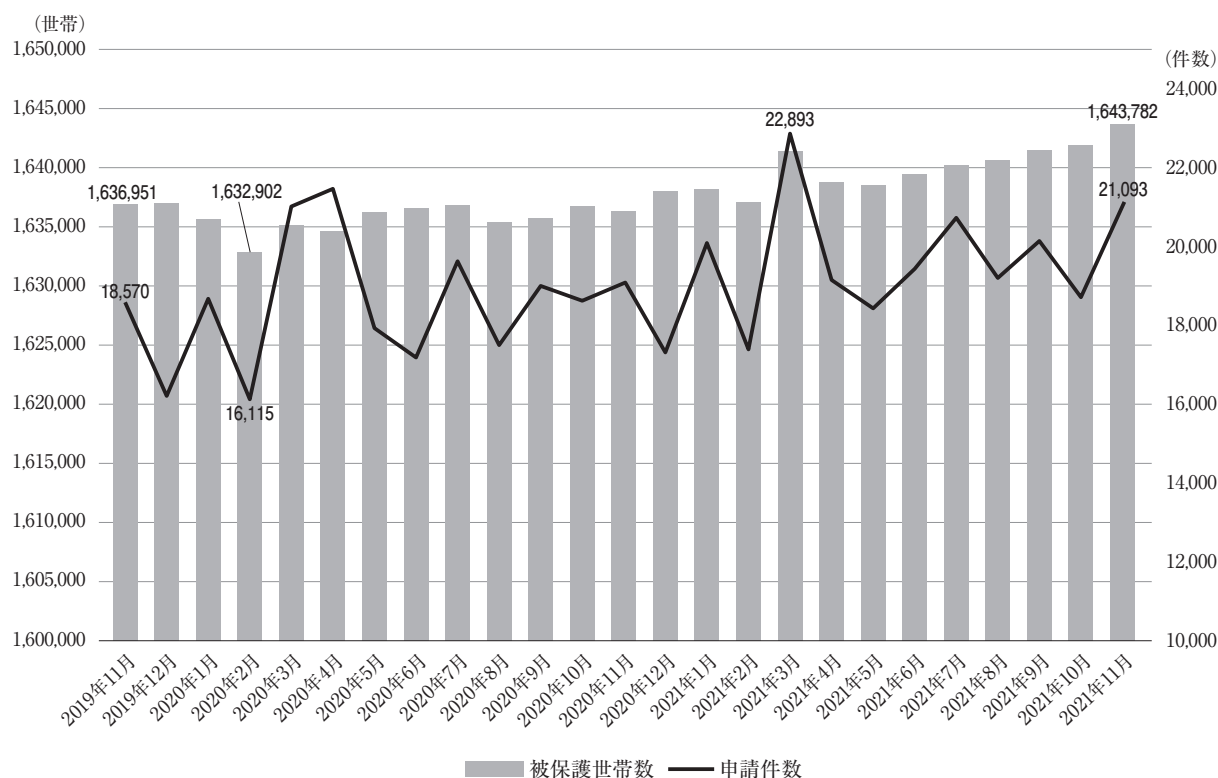
合、雇用保険加入期間と年齢によって給付日数は異なるが、90日から一番多いものでも330日である。ちなみに新型コロナウイルスの影響により失業となった場合、一定の条件を満たせば、60日(一部30日)の「特例延長給付」が認められるようになった。これは自己都合退職による者も対象になった(「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」2020年6月12日成立)。ただし、雇用保険の対象は被用者であり、週20時間以上かつ31日以上働く者が対象で、自営業者や個人事業主あるいはフリーランスとして働く者は対象外である。

これは政府の行ったコロナ対策が功を奏したとみるべきであろうか。確かに雇用調整助成金や持続化給付金などの経済対策によって、ある程度雇用は守られたと見ることもできる。その点では、社会保険や一時的に行う経済対策によって、失業者を爆発的には増加させなかったということも言えなくもないだろう⁴。

一方で生活保護の推移はどうか。確かに被保護世帯数は新型コロナウイルスの感染拡大が始まった2020年2月以降徐々に増加しつつある。それでも2021年11月の時点で被保護世帯数は164万3782世帯となっており、2020年2月の163万2902世帯からみれば微増と言っていい。最後のセーフティネットと呼ばれた生活保護制度の利用が爆発的に増えたかといえば、必ずしもそうっていないのが実態である(図3)。

新型コロナウイルスによる経済環境の悪化によって、職を失った場合、雇用保険制度による失業手当(求職者給付)の給付を受けることができれば、条件によって異なるものの一定期間失業手当を受給することができる。そのため最後のセーフティネットとされる生活保護制度を利用するまでには少しブランクがあるとみるのが妥当であろう。失業給付を受給している失業者も、生活環境が悪化すれば生活困窮に陥る可能性も否定できない。実際、生活保護の申請件数が、2020年2月1

図3 生活保護の被保護世帯数と申請件数の推移



万6115件から2021年11月 2万1093件と5000件近く増加しており、今後注視していく必要があるが、現状ではセーフティネットとしての機能を果たしきれていない⁵。我が国のコロナ対応の実態は、社会保障制度を抜本的に改善することなく、事業者や個人に「借金」をさせ、その場しのぎの対応をしたに過ぎない（国債発行という観点で見れば、国そのものものだ）。



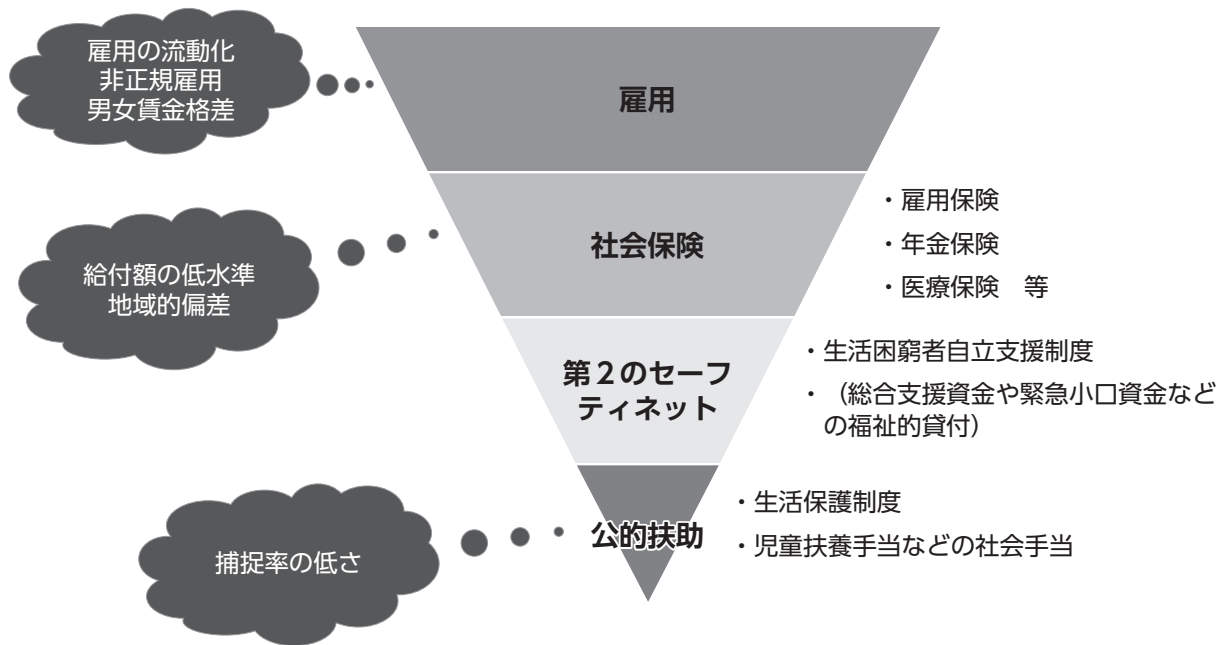
4 日本社会が抱える構造的課題

災害やパンデミックなどの危機は、社会の矛盾を露わにする。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の社会保障制度の脆弱^{ぜいじゃく}さや構造的な課題を示したとも言える（図4）。

コロナ禍で困難を極めた人たちの中に、母子家

庭等のひとり親家庭がある。日本のひとり親家庭は、現に働いているにも関わらず、働いて得る収入は多くなく、かつ少なくない人たちが非正規雇用であり、仕事をいくつもかけ持ちしている場合がある。言わば「ワーキングプア」の典型として捉えられているのがひとり親家庭である。ひとり親家庭に対しては、2002年度に大きく制度が改悪されたが、社会手当として児童扶養手当制度が存在する。しかし、それ以外の社会保障制度は必ずしも十分とは言えず、貧困から脱却できないでいる。その根底にあるのは、男女の賃金格差が依然として解消されていないこと、非正規雇用で働く人びとの環境があまりにも低位に押しとどめられていることがある。およそ20年前にひとり親家庭政策が多く見直され、経済給付を押しとどめ、代わりに登場したのが就労支援策であった。しかし、シングルマザーで言えば8割以上（シングルファーザーで言えば9割以上）が、既に働いてい

図4 幾重にも張られたセーフティネットにほころび(脆弱さ)



るのである。そこに「就労支援策」を幾ら行っても、働く人びとの環境全体が改善されなければ、貧困・低所得から貧困・低所得へと横にスライドしていだけで、貧困から脱却できるわけではない。

コロナ禍が露わにした日本の現状は、一つには、1990年代のバブル経済、2000年代初頭のリーマンショックなどの経済危機に対し、全体としての賃金水準を抑制したまま、企業が正規雇用を非正規雇用置きかえるなどでリスクを回避してきたこと、二つには、こうした危機や社会変動に対し、社会保障が従前の枠組みを想定したまま、根本的な改善をしてこなかったことが問題を吹き出させた原因とも言える。

一つ目の労働政策について述べる。この数十年日本は賃金水準を諸外国に比べ抑制してきた。加えて正規雇用の立場にあった人たちのポストを、非正規雇用や「アウトソーシング」という名の

で外注化し、コストカットを図ってきた。わかりやすい例としてあげるなら、2021年の東京オリンピック・パラリンピックでは、多重下請で事業を請け負い、何重もの下請けをつくったことによって、結果として一次・二次で業務を請け負った大手企業が「ピンハネ」をしただけであったのは、周知の事実である。「トリクルダウン経済」とは言うが、こうした「ピンハネ経済」というのが実際のところなのかもしれない。これはコロナ禍、ワクチン接種に関わる一連の業務でも同じ構図が繰り返されている。

二つ目の社会保障の方はどうか。日本は1945年の終戦後、戦後対策で社会保障制度を徐々に整備してきた。戦前から比べれば、社会保障権を規定するように、国民の権利として社会保障制度を憲法上も規定したことは画期的であった。しかし、1960年代頃に整備された日本の社会保障制度の骨格は、現在と社会環境が大きく異なっている。当

時は男女の性別役割分業が強固に存在し、男性の働き手と女性の家事労働が固定化している状況にあった。そのため共働き家庭よりも男性稼ぎ手モデルの家庭が多数派を占める状況にあった。さらに言えば、高度経済成長によって製造業など第二次産業が成長してきていたが、まだ第一次産業に従事する者も少なくなかった。現在に比べれば家族規模も大きく、三世同居も相当数存在し、家族の「核家族化」が問題視される時代でもあった。現在のように人口減少や少子高齢化が進行し、単身世帯がこれほど増えるとは、当時からは予想できなかったとも言える。日本は1960年代に整備した社会保障制度の枠組みを、社会・経済環境の変化に応じて抜本的に改革してこなかった。その矛盾が吹き出したのが、今回のパンデミックであったのだろう。

さらに、コロナ禍は新自由主義的な「改革」によって劣化した国民のセーフティネットのもろさを露呈させた。例えば大阪府は、新自由主義的な規制改革を「維新政治」によってすすめ、2000年に府内に61存在していた保健所を、2020年には3分の1以上の18にまで減らした。国民の健康と公衆衛生をまもる砦が、新自由主義的な「身を切る改革」という名の下に切り崩されたのである⁶。これは大阪府に限らず、日本全国で保健・医療・福祉の公的責任がどんどん切り崩されている象徴でもある⁷。ベッドはあってもそれに対応する医師や看護師がいないというのは、まさに日本の保健・医療・福祉の脆弱さを示している。日本の社会保障制度は、国民生活の困難に十分に答えきれていないのが実情である。



おわりに～所得保障とともに多様なセーフティネットを張り巡らせる

今回の新型コロナウイルス感染拡大の中で政府の行った対策の特徴は、リーマンショックや東日本大震災の際に緊急的に整備した手立ての焼き直し・追加的措置とも言える。緊急の経済対策として行われた多くは、国債発行（借金）をあてにし一時的な給付や貸付で対応しようとしている。それは一見するとパンデミックという社会困難に即時的に対応していると見えなくもないが、実態はさまざまなリスクに応えるべき社会保障制度の抜本的な改善を先送りし、小手先の対応でお茶を濁しているだけである。社会的リスクはパンデミックだけではない。「災害列島」と呼ばれる日本は、どの地域に住んでいても自らが仕事・住宅・健康などを喪失する「被災者」になる可能性がある。こうしたさまざまな社会的災厄に対応するためには、労働政策や社会保障政策を含む広義の社会政策を充実していくことが必要である。

賃金と社会保障は「車の両輪」と言える。ここでいう賃金は、単に労働対価としての報酬としてだけでなく、賃金や雇用形態、待遇や労働環境、さらには福利なども含む労働者の雇用環境（労働政策）全体をさす。日々労働組合が組合員の労働環境改善に取り組んでいると思う。一方で、労働環境だけを追求するのでは十分ではなく、万が一病気やケガ、災害などによって働けなくなった場合、あるいはそもそも何らかの理由で働くことが困難であった場合に、社会保障が重要な役割をもつ。日本国憲法第25条の生存権保障に基づき、すべて国民は健康で文化的な生活を営むことを「権利」として規定していることから、社会保障権

図5 フランス並みの社会保障水準に要する追加費用(2015年)

社会支出9分野	必要な追加費用		実現可能な追加費用	
	(ドル)	(円)	(円)	引き上げ率
高齢(年金・介護)	1996億5681万	20兆9639億6505万	19兆7006億5473万	29.2%
遺族(遺族年金)	369億8770万	3兆8837億850万	3兆6972億9049万	45.2%
保健(医療)	1112億1908万	11兆6780億340万	11兆1174億5924万	22.1%
障害・労災	563億1346万	5兆9129億1330万	5兆6290億9346万	82.8%
家族(児童手当)	1078億9147万	11兆3286億435万	10兆7848億3134万	115.6%
失業(失業手当)	973億9669万	10兆2266億5245万	9兆7357億7313万	852.3%
積極的労働政策	574億6532万	6兆338億5860万	5兆7442億3400万	569.9%
住宅	477億3845万	5兆125億3725万	4兆7719億3546万	623.0%
生活保護その他	326億3621万	3兆4268億205万	3兆2623億1555万	142.0%
計	7476億8915万	78兆5073億6043万	74兆7390億713万	50.4%

※追加費用は、分野毎の国民1人当り社会支出の差額(フランス-日本)×日本の総人口1億2798万5133人(2015年)で算出
 ※実現可能な追加費用は、(日本の1人当り国民所得÷フランスの1人当り国民所得)で算出した乗率0.952を追加費用に乗じて算出
 ※引き上げ率は、[(フランスの国民1人当り社会支出-日本の国民1人当り社会支出)×0.952]÷日本の国民1人当り社会支出で算出
 ※米国・ドルの日本円への換算は1ドル=105円とした
 出典：唐鎌直義「高齢者負担増を考える」EU諸国並みの社会保障に必要な追加費用『全国保険医新聞』2021年10月25日、p.6より。

は国民の基本的な人権と言える。労働組合が単に自らの労働環境改善だけを追求するのではなく、働いているか否かに関わらず、正規雇用や非正規雇用に関わらず、国民(この場合は外国籍など日本国籍を持たない日本に在住する全ての市民という方が正確だろう)全体の雇用・生活水準全体を向上させることを追求しなければ、本質的な解決・改善にはつながっていかない。それは結果として、自らの置かれた立場を悪化させていくことにもなりかねない。賃金を含む労働政策全体と社会保障を同時に追求することが、今ほど必要とされていることはない。

さらに言えば、労働政策と社会保障、さらには日本社会におけるさまざまなリスク要因に向き合っていくことが必要である。社会保険も公的扶助も、その制度的出発点は「経済給付」(所得保障)である。「防貧」としての社会保険にせよ、「救貧」としての公的扶助にせよ、貧困を事前・事後的に防止・救済し、国民生活における経済的安定をはかることが目的である。ただし、今日の社会環境では、こうした所得保障としての社会保障だけでは、国民生活のさまざまなリスクに対応

することは困難であり、男女の賃金格差を解消し、子どもを望む家庭には雇用と子育ての両立を支援する雇用政策、あるいは子育て支援政策や、福祉・保育・介護といった対人社会サービス、さらには権利としての住宅保障など、多様なセーフティネットを紡ぎ直すことが今求められている。さらに強調するとすれば、「若者の貧困や生きづらさ」に向き合っていくことが喫緊の課題である。諸外国に比べ高い日本の教育費負担の解消、企業・学校・地域などさまざまな場面で生きづらさを感じている若者の孤立や社会的排除を克服していくことが必要と言える。

ちなみに唐鎌直義^{からかまなおよし}氏が、各国の1人当りの国民所得をもとに、日本が欧米先進国並みに社会保障水準を引き上げるための追加費用はいくらかかるか試算している(図5)。それによると、例えば国の経済力が日本のほぼ同等のフランス並みに引き上げた場合、総費用約74兆7391億円であり、現在の1.5倍に引き上げる必要がある。特に大幅な引き上げが必要な分野は、失業(852.3%)・住宅(623.0%)・積極的労働政策(569.9%)である⁸。ドイツ並みに引き上げるには47兆3346億9611万円

(32.2%)、米国並みにしたとしても55兆9736億1117万円(37.8%)が必要とされる。せめて欧米諸国並みの水準に社会支出を高めさえすれば、さまざまな社会的リスクに應えることも可能である。ましてや「自己責任」の名のもとに、失業や職業的スキルの向上、安心した住宅確保、さらには各種の社会福祉施策を怠ってきたことが、経済的損失をまねき、日本の国際的地位を低下させてきた要因にさえなっていると言えなくはないだろうか。

これまで見てきたように、日本が災害やパンデミックなどの困難に局面した際、対応する方針は、一時的・限定的な経済対策による措置で「その場しのぎ」をしているだけである。政府の国債発行も、あるいは事業者への無利子・無担保の融資にせよ、総合支援資金などの個人への貸付にせよ、実態は借金による将来への課題先送りである。ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を追求し、私たちの働く環境と、世界的にみても決して「適正水準」とは言えない日本の社会保障水準を、抜本的に改善していくことが今ほど求められているときはない。

- 1 2021年度補正予算のうち、コロナ対策費は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」18.6兆円と『ウィズコロナ』下での経済社会活動の再生と次なる危機への備え」1.8兆円の合計20.4兆円である。
- 2 蜂屋勝弘(2021)「大型補正予算と財政運営の課題」『日本総研 Research Focus』、No.2021-044、p.7を参照。
- 3 生活福祉資金の償還率は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前から課題となってきた。貸付の種類や都道府県ごとに大きく異なるのが現状であり、貸付種類によっては償還率が低いものも存在する。
- 4 ただし、一部メディアでも取り上げられたとおり、中小企業者や個人事業主などが一時給付金を申請した際に、申請書の「不備」を何度も指摘し、申請抑制を行っているようないわゆる「不備ループ」などの問題は見過ごすことができない。
- 5 日本の生活保護制度がセーフティネットとして機能

していないとして、岩田正美(2021)『生活保護解体論—セーフティネットを編みなおす』岩波書店などの提案もされている。

- 6 詳細は、大阪府関係職員労働組合・小松康則共編(2021)『コロナ対応最前線 仕方ないからあきらめないへ』日本機関紙出版センターを参照。
- 7 1990年代に全国で約850カ所あった保健所は削減され、2020年には約半分の469カ所になった。
- 8 唐鎌直義「高齢者負担増を考える⑥ EU諸国並みの社会保障に必要な追加費用」『全国保険医新聞』2021年10月25日、p.6を参照。

たんば ふみのり 1973年愛知県生まれ。2004年3月から2017年3月まで福島大学行政政策学類准教授。新潟県中越地震では旧山古志村を支援する。原子力災害のあった福島県浪江町・双葉町の復興計画などの委員、大熊町の第2次復興検討委員会・委員長なども務める。2017年4月より立命館大学産業社会学部准教授。2020年4月より同教授。専門は、社会政策学・社会福祉学。著書：丹波史紀／清水晶紀編著『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて——』(ミネルヴァ書房)、立石雅昭／いがた自治体研究所編『原発再稼働と自治体 民意が動かす「3つの検証」』(自治体研究社、2018年)、鈴木庸裕・丹波史紀・村井拓哉・古閑勝則・佐々木千里・梅山佐和・朝日華子『子どもの貧困に向きあえる学校づくり—地域のなかのスクールソーシャルワーク』(かもがわ出版、2018年)

〈訂正〉

月刊全労連2022年3月号に以下の誤りがございました。お詫びして訂正致します。
P4左側最終行の訂正 誤) 443人 正) 43人